

第7章 分野別施策の推進

1 同和問題（部落差別）



<部落差別解消推進事業>

同和問題（部落差別）をはじめとする人権課題の解決に向け、鳥取県同和対策協議会等の関係機関と連携し具体的施策に取り組む。

■部落差別解消推進に係る啓発広報

○部落解放月間（7月10日から8月9日まで）での啓発

若年層へのPRを狙い、マンガを使用したポスターを作成し学校及び関係機関に配付。

○身元調査お断り運動（9月）における啓発

身元調査お断りのリーフレットを市町村等関係機関に配布して周知を図る。

○部落差別解消推進に係る啓発冊子の作成・配付

部落差別についての正しい理解と認識を深めていただくため、啓発リーフレット「同和問題（部落差別）について知っていますか」を作成（5,500部）し学校及び関係機関に配付した。（R3）

○宅地建物取引上の人権問題解決に向けたアクションプランに基づく啓発活動

指定人権研修を受講した宅地建物取引業者への受講済証（ステッカー）の交付

→【基本的方向】（1）教育・啓発の推進

■隣保館相談支援機能強化事業

○隣保館相談支援機能強化アドバイザーの派遣

地域の様々な社会資源との連携や開発等の支援体制整備を進める上で課題を持つ隣保館や地域に対し、登録された各分野のアドバイザーが助言等の支援を行い隣保館の相談支援機能の強化を図る。

○隣保事業全国研究交流大会開催

全国の隣保館の職員等による隣保事業の研究交流大会を鳥取県において開催する。（R1から毎年実施）

○隣保事業ソーシャルワーカー養成研修開催

隣保事業、社会保障、地域福祉、相談支援等に関する知識とスキルを有し、地域の隣保事業を牽引するリーダー的な役割を果たす隣保事業ソーシャルワーカーを養成する研修を実施

→【基本的方向】（2）隣保館における相談機能等の充実

■差別事象等への対応

○差別落書き等への対応

差別落書き未然防止指針、差別落書き対応要領により適切に対応

○差別事象検討小委員会での検討

県内で発生した差別事象の正確な実態把握と原因、背景の分析、今後の効果的な啓発等について検討

○モニタリング（削除要請）の実施

インターネット上の差別的な書き込みや誹謗中傷について、市町村と連携し、モニタリング（削除要請）を実施

→【基本的方向】（4）

■各団体に対する補助金等

○関係団体が行う部落差別解消に向けた啓発・研修事業等を支援

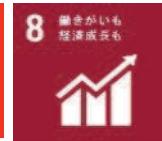
部落解放同盟鳥取県連合会、鳥取県隣保館連絡協議会、鳥取県同和対策協議会、全国隣保館連絡協議会、部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会

→【基本的方向】（1）（2）（5）

同和問題（部落差別）解決への県民等の主体的な取組を推進し、部落差別のない社会の実現

第7章 分野別施策の推進

2 男女共同参画に関する人権



<男女共同参画社会づくり推進事業>

県及び市町村の男女共同参画の取組状況の公表、専門員の訪問等による企業における男女共同参画の取組促進、若い世代への普及啓発等に関する取組等を行う。

◆令和4年度

- ・小学生向け啓発冊子及び指導の手引きの配布
- ・男女共同参画審議会の開催

→【基本的方向】(1)(2)(3)

<人権学習講師派遣事業>

学校に講師を派遣し学習会を開催する。

<学習会内容>

- ・性に関わらず誰もが活躍できる社会づくり
- ・デートDVの予防
- ・性の権利 等

→【基本的方向】(2)

<女性活躍に取り組む企業支援事業>

積極的に女性の人材育成や管理職登用を行う企業を支援するとともに、企業における女性管理職登用等の実態把握を行う。

◆令和4年度

- ・企業経営者向け研修の実施
((新)アンコンシャス・バイアス対応研修)
- ・女性の管理職登用の好事例を発信
- ・(新)企業における女性の管理職登用等実態調査

→【基本的方向】(3)(4)

<家族の笑顔をつくる家事シェア・家事負担軽減促進事業>

家庭内の家事分担を進めるきっかけとなる情報発信・普及啓発により、男性の家事・育児・介護等への参画を促進する。

◆令和4年度

- ・島根県と連携した広域的な情報発信 ((新)地元ローカル番組の活用)
- ・(新)日ごとに家事分担を書き記すことができる「家事シェアボード」の作成・配布
- ・ごはん作りにチャレンジする男性（父親等）と児童生徒の写真募集等

→【基本的方向】(5)

<性暴力被害者支援事業>

被害直後から電話・面接相談や医療的・法的支援など総合的な支援を行う「性暴力被害者支援センターとっとり（クローバーとっとり）」に対する助成を行う。

<事業内容>

- ・24時間365日の相談受付、医療機関等への付添支援、医療費等支援
- ・児童・生徒向け出前講座、県民向け公開講座の開催

→【基本的方向】(6)

家庭・地域・職場のあらゆる場で、性別にとらわれることなく、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現

第7章 分野別施策の推進

3 障がいのある人の人権



「あいサポート」運動の精神に基づき、障がいの有無にかかわらず、相互に人権と個性を尊重し、安心して暮らすことができる社会づくりを推進するため、教育・啓発の推進や、相談支援の充実を図る。また、虐待防止をはじめとした権利擁護の推進、障害者差別解消法の適切な運用促進、社会参加と雇用の推進、暮らしやすいまちづくりの推進、特別支援教育の充実、精神障がいのある人に関する施策の充実に取り組んでいく。

■教育・啓発の推進

- ともに生きる「あいサポート企業・団体」拡大事業
- 人権学習講師派遣事業（車いすバスケットボール、ボッチャ）等

■社会参加と雇用の推進

- 地域生活支援事業（障害者就業・生活支援センターの生活支援員等による支援）
- 障がい者アート推進事業
- 障がい者スポーツ鳥取モデル構築事業
- 障がい者一般就労移行支援事業
- 障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業 等

■相談支援体制の充実

- きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター設置事業
- 市町村が設置する地域生活支援センターを中心に、関係機関と連携した相談支援体制の充実
- 親亡き後の安心サポート体制構築 等

■暮らしやすいまちづくりの推進

- 建物、歩道のバリアフリー環境の整備促進
- 仕事とくらしに役立つ図書館推進事業
- （新）障がい者情報アクセスモデル県事業の推進 等

■権利擁護の推進

- 障害者虐待防止法に基づく取組（事業所等への研修・実地指導、市町村・労働局と連携した養護者・使用者による虐待防止）
- 成年後見支援センター運営支援事業 等

■特別支援教育の充実

- 特別支援教育専門性向上事業
- 切れ目のない支援体制充実事業（外部専門家の配置等）
- 特別支援学校におけるICT教育充実事業
- ICT機器等を活用した病気療養児の遠隔教育の推進 等

■障がい者差別の解消に向けた取組

- 障がい者差別解消法の適切な運用に向けた取組
- 障がい者差別解消相談支援センターの設置運営 等

■精神障がいのある人に関する施策の充実

- フォーラムの開催等による正しい知識の普及啓発
- 地域で安心して生活できるよう関係機関で連携した支援体制の構築等

障がいの有無にかかわらず、相互に人権と個性を尊重し、安心して暮らすことができる社会の実現

第7章 分野別施策の推進

4 こどもの人権（その1）



■いじめ防止対策の推進

いじめ防止対策の推進のため、関係機関・団体と連携、相談窓口の充実、重大事態への対応、いじめ問題の解決にあたる学校等への支援、児童生徒がいじめ問題について考える取組への支援等を行う。

◆主な取組

- ・いじめ相談窓口の設置及び相談員等による支援
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置
- ・いじめ・不登校対策連絡協議会の開催
- ・いじめ問題調査委員会の設置
- ・いじめ問題に関する研修会の開催
- ・いじめ問題啓発のための缶バッジデザインコンクールの開催

→【基本的方向】（1）（2）（9）

■不登校支援の推進

不登校の未然防止及び不登校状態の児童生徒一人一人に応じた心理的支援、学習支援、学校復帰を含めた社会的自立への支援を行う。

◆主な取組

- ・相談窓口の設置及び指導主事等による支援
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置
- ・学校生活適応支援員の配置
- ・市町村教育委員会が設定した取組重点校への指導助言の実施
- ・不登校支援ガイドブック「あしたも、笑顔で」を活用した研修会の開催
- ・校内サポート教室の設置（5校）
- ・県教育支援センター（ハートフルスペース）での支援（県内3箇所）
- ・ICTを活用した不登校生徒等への自宅学習支援

→【基本的方向】（1）（2）（9）

■家庭教育支援の推進

すべての親が安心して子育て及び家庭教育が行えるよう、家庭教育支援を充実させ、家庭の教育力向上を図る。

◆主な取組

- ・研修会への家庭教育アドバイザーの派遣
 - ・保護者同士のつながりづくりを目的とした「とっとり子育て・親育ちプログラム」へのファシリテータ派遣
 - ・鳥取県家庭教育推進企業制度による企業と連携した家庭教育支援
- 【基本的方向】（1）

■いのちを育むための教育の推進

心や性に関する健康相談に対して、学校の支援体制の充実を図る。

◆主な取組

- ・学校が実施する児童生徒等を対象とした講演会や職員研修会等に専門家を派遣
- 【基本的方向】（1）（3）

※こどもの人権（その2）に続く

第7章 分野別施策の推進

4 こどもの人権（その2）



■青少年の健全な育成のための環境整備の推進

「鳥取県青少年健全育成条例」
「鳥取県薬物の乱用防止に関する条例」の適切な運営により、子どもが安心してインターネットを利用できる環境や子どもを薬物から守るための環境整備に努める。

◆令和4年度の取組

- ・「子どものSNSトラブル防止標語『とりのからあげ』ポスター・デザイン・動画コンテスト」実施(R3~)
- ・親子で使用ルールを主体的に作成する啓発イベントの開催
- ・電子メディアとの付き合い方を学ぶ学習ノートの配布
- ・研修会の講師としてケータイ・インターネット教育推進員を派遣

→【基本的方向】(6)(8)

■児童虐待防止対策の充実

発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護・自立の支援のため、市町村、児童相談所、保育所、学校、医療機関等と連携し、地域におけるネットワーク及び支援体制の強化を図る。

→【基本的方向】(4)

■要保護児童・要支援家庭・子どもの貧困対策の推進

支援を必要とする子どもや世帯の早期把握に務め、教育や生活の支援、ひとり親家庭の自立に向け支援し、子どもの生まれ育った環境によって左右されることのないよう市町村と連携して支援策を講じる。

◆令和3年度実績

- ・県立ハローワーク内にひとり親相談窓口を開設
- ・子どもの居場所に専門職員を配置する市町村を支援
- ・困窮世帯へ食料を提供するシステム構築に係る経費を支援 など

◆令和4年度新規取組

- ・(新)地域の助産所による妊娠婦の居場所づくりを支援
→【基本的方向】(2)(5)

■子どもの権利への取り組みの推進

ヤングケアラーが相談しやすい体制を整え、当事者や家族が相談しやすい体制を整える。

「鳥取県社会的養育推進計画」に基づき社会的養護を受ける子どもが意見表明をサポートする仕組み作りに取組む。

◆令和3年度実績

- ・ヤングケアラー実態調査実施
- ・ヤングケアラー相談窓口設置

◆令和4年度新規取組

- ・(新)ヤングケアラーアンオンラインサロンの定期開催
- ・(新)県版アドボカシー構築のための試験運用事業実施

→【基本的方向】(2)(5)
(6)

子どもが権利の主体として尊重され、心身ともに健やかに成長していく社会の実現14

第7章 分野別施策の推進

5 高齢者の人権



高齢者に対する権利が不当に侵害されることがないよう、それまでに果たしてきた家庭や社会への務めや貢献を正当に評価して、敬意を払うこと、個人の尊厳と生きがいを持って、社会の一員として、その人らしい自立した生活が続けられるような社会づくりを推進する。

■総合相談

介護や福祉に関する地域の総合相談窓口である地域包括支援センターの職員を対象に、人材育成のため、階層別及び総合相談研修を実施。
<県内の地域包括支援センター設置状況>
39か所設置（R4.4時点）

■認知症施策

【認知症サポートプロジェクト事業】
超高齢者化社会において認知症への対応は喫緊の課題となっていることから、国の「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知所の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。
・認知症本人が行う認知症本人ミーティング
・相談対応を行うためのコールセンターの運営や、ピアサポートを実施
・若年認知症の人への相談支援として若年認知症サポートセンターの運営

■成年後見支援センター運営支援事業

◆概要

各圏域にある3つの成年後見支援センターと市町村が連携して「中核機関」（行政及び弁護士・司法書士等の専門職、家庭裁判所等の関係機関によるネットワークの中心）の役割を担っている。同センターに補助金を交付し、専門職による高齢者等の権利擁護に係る支援体制を構築する。

◆交付団体

- (一社) とっとり東部権利擁護支援センター
- (一社) 成年後見ネットワーク倉吉
- (一社) 権利擁護ネットワークほうき

■暮らしやすいまちづくり

・住み慣れた地域の中で、安心・安全な生活が継続できるよう医療・介護・生活支援等が一体的に供給される市町村による地域包括ケアシステム推進に係る取り組みへの支援を強化。

■高齢者虐待防止

高齢者虐待の相談対応に携わる地域包括支援センターの職員や介護事業所への研修会を実施。また、高齢者権利擁護の専門相談に対応する相談機関を県内3カ所に設置。

◆令和4年度

- ・包括支援センター現任者研修
- ・高齢者施設の職員・管理者研修
- ・権利擁護相談機関を3カ所設置

■社会参加・健康づくり

・老人クラブが行う社会貢献活動や健康作り等への助成。
・高齢者の生きがいと健康づくりのため、スポーツ大会やシニア作品展の実施。
・高齢者が多様に活躍できる仕組みとして「とっとりいきいきシニアバンク」を運営。

高齢者が敬愛されつつ生きがいを持ち、安心して日常生活を営める社会の実現 15

第7章 分野別施策の推進

6 外国人の人権



外国人が安心して訪問、生活できる多文化共生社会を推進していくため、外国人総合相談窓口や多文化共生サポーターの設置・運営、やさしい日本語の活用促進、災害時に備えた外国人支援の取組を行う。また、地域における国際交流や多文化共生を推進するため、(公財)鳥取県国際交流財団に対して助成等を行う。

多文化共生推進事業

■外国人総合相談窓口運営事業

生活全般の情報提供及び相談窓口として多言語対応の「外国人総合相談窓口」を運営する。

委託先：(公財)鳥取県国際交流財団

○外国出身の国際交流コーディネーター（英語、中国語、ベトナム語）を配置（4名）
設置箇所：東・中・西部の県内3箇所

○外国人の視点から多文化共生の取組を進めるため、外国人の多文化共生コーディネーターを配置（1名）

■（新）災害時外国人支援事業

災害時に備え外国人支援の取組を推進する。

○災害時に使用する「やさしい日本語」の文例集の作成
○文例集を活用した防災研修会の開催

■（新）やさしい日本語活用推進事業

外国人等への情報提供やコミュニケーション手段として、やさしい日本語の普及啓発を図る。

○行政窓口、医療機関等での受付・診察、保育園など分野別の文例集の作成

○文例集を活用した研修会の開催

※やさしい日本語

難しい言葉を言い換えるなど、外国人、高齢者等に配慮したわかりやすい日本語

■鳥取県多文化共生サポーター運営事業

外国人住民と行政等との橋渡し役を務める鳥取県多文化共生サポーター制度を運営する。

委嘱サポーター：4団体・1個人

委託先：(公財)鳥取県国際交流財団

鳥取県国際交流財団助成事業

■多言語情報発信事業

- ・ホームページの運営（日本語、英語、中国語、ベトナム語）
- ・SNS（Facebook）による情報発信（英語、やさしい日本語、中国語（簡体字、繁体字）、ベトナム語）等

■コミュニケーション支援事業

- ・（新）多文化共生コーディネーターの設置
- ・日本語クラスの運営
- ・医療・コミュニティ通訳ボランティアの派遣等

■人材育成事業

- ・医療・コミュニティ通訳ボランティアの確保・育成
- ・地域における日本語教育支援者養成講座の実施 等

第7章 分野別施策の推進

7 感染症等病気にかかる人の人権



<ハンセン病問題対策事業>

本県出身のハンセン病元患者やその家族の方々が安心して生活ができるように支援するとともに、ハンセン病に起因する人権問題解決のため、歴史の教訓を学び、正しい知識の普及啓発を行う。

■ハンセン病問題人権啓発事業

①ハンセン病問題人権学習会

県内の小・中・高等学校にハンセン病問題に造詣のある県内の講師を派遣し、児童・生徒にハンセン病人権問題を通して、人権を守ることの大切さを講演する。
(37校予定)

②県民交流事業

一般県民から訪問者を募って、長島愛生園及び邑久光明園（いずれも岡山県瀬戸内市）を訪問し、入所者（体験談の語り部）との交流を通してハンセン病人権問題への理解を深める。（募集人数は県東部、中部、西部各24人の計72名を予定）

③パネル展の開催

ハンセン病の人権問題として偏見・差別を解消し、正しい知識の普及啓発のため、市町村等と連携して県内各地でパネル展を開催する。

→【基本的方向】(1)

■ハンセン病家族補償法支援事業

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給対象の方への申請手続き等の支援を行う。→【基本的方向】(4)

<新型コロナウイルス感染症に関する取組>

①インターネットの誹謗中傷等についてのサーベランスの実施、市町村等と連携したモニタリングの実施とともに削除要請等を行う。

②感染者や医療従事者、ワクチン接種をしていない方、障がいや病気でマスクをつけられない方への差別に対する人権啓発メッセージを発信。



病気から生じる様々な人権問題が解消され、また患者本位の医療体制が構築された社会の実現

第7章 分野別施策の推進

8 刑を終えて出所した人の人権

<鳥取県再犯防止推進事業>

犯罪をした者等が、適切な福祉支援等を受けることにより、再び社会を構成する一員となるようにすることで、再び犯罪を行うことを防止し、県民が安全で安心して暮らせる地域づくりを行う。

■鳥取県地域生活定着支援センター運営事業

◆概要

以下の対象者に対し、福祉サービスや生活環境の調整を行う地域生活定着支援センターを運営し、再度犯罪をしない環境・体制を整える。

(1) 刑務所出所予定者のうち、帰住先がない障がい者または高齢者であって、保護観察所から依頼のあった者 (2) 障がいまたは高齢により福祉的支援を必要とする被疑者・被告人等

◆支援内容

実施個別支援検討チーム会議の開催、福祉サービスへのつなぎ、手続等の同行支援、地域移行後のフォローアップ等

◆委託先

(一社) とっとり東部権利擁護支援センター

→ 【基本的方向】 (2)

■鳥取県再犯防止推進会議

◆開催回数：年2～4回程度

◆構成者

保護観察所、検察庁、各矯正施設等国の関係機関、更生保護等に取り組む民間団体等

◆内容

- ・鳥取県再犯防止推進計画（H30～R4）の進捗管理の共有。
- ・R5の計画改訂に向けて関係団体から意見聴取を行い、改正内容の検討を行う。

→ 【基本的方向】 (2)



■再犯防止推進計画に関する取組

◆研修会開催

- ・障がい者、高齢者事業所向け説明会の開催及び個別の事業所訪問
- ・支援機関間での研修会

◆広報啓発

- ・県政広報を活用した関係団体の情報発信
- ・学生ボランティアの活用について検討、募集呼びかけ協力
- ・国機関に在籍する心理学の専門家と教育機関、市町村行政との連携を進める

→ 【基本的方向】 (1) (2)

刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を営める社会の実現

第7章 分野別施策の推進

9 犯罪被害者等の人権



<犯罪被害者等相談・支援事業>

犯罪被害者支援団体が取り組む県民向け啓発事業や、市町村が取り組む被害者等に対する見舞金給付制度を支援する。また、「性暴力被害者支援センターとつとり」が取り組む被害者支援に係る電話・面接相談や医療的・法的支援のほか、啓発活動等の支援活動を推進する。

犯罪被害者支援

■研修・啓発事業

犯罪被害者支援団体が実施する県民向けフォーラム等を通じ、被害者支援の必要性を訴え、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現を図る。

◆事業内容

- ・フォーラム、研修会等の開催支援（鳥取県被害者支援フォーラム等）
- ・支援団体PR動画のCM発信経費補助
- ・被害者自助グループとの意見交換

<参考：令和3年度実績>
・R3はコロナによりすべて中止
・R4は計3回開催予定
→【基本的方向】（1）

■市町村支援体制強化事業

市町村における犯罪被害者支援条例の制定、見舞金制度の創設並びに犯罪被害者に対しワンストップ体制で対応を行う総合的相談窓口の設置を促進。（県は条例、見舞金とも整備済）

◆事業内容

- ・市町村向け研修会の開催
- ・条例・見舞金・窓口対応マニュアルの策定支援 等

<参考：令和3年度実績>
・条例制定市町村：8町
→【基本的方向】（2）

性暴力被害者支援

■性暴力被害者支援

被害直後から電話・面接相談や医療的・法的支援など総合的な支援を行う「性暴力被害者支援センターとつとり（クローバーとつとり）」に対する助成を行う。

◆事業内容

- ・24時間365日の相談受付
- ・医療機関等への付添支援、医療費、弁護士費用等支援

<参考：令和3年度実績>
相談件数：560件、同行支援：60件
→【基本的方向】（2）

■研修・啓発事業

多くの県民に性暴力被害の実態、支援の必要性について啓発。子どもを性暴力の当事者にしないため教育委員会と連携して出前講座を開催。

◆事業内容

- ・児童・生徒、保護者及び教職員向け出前講座「人権学習講師派遣事業（教育委員会連携事業）」
- ・県民向け公開講座の開催

<参考：令和3年度実績>
出前講座件数：6校
→【基本的方向】（1）

犯罪被害者とその家族が被害の回復に向けて、適切な支援を受けられる社会の実現 19

第7章 分野別施策の推進

10 性的マイノリティの人権



<多様な性を認め合う社会づくり推進事業>

多様な性を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会づくりを推進するため、相談支援の充実や、性的マイノリティの方々の生きづらさ及びアウティングの危険性に対する理解促進を図る。また、相談員の人材育成の実施、当事者が気軽に立ち寄ることのできる居場所づくりとしての「コミュニティースペース」の提供に取組み、相談支援の充実を図る。

■（新）寄り添い相談事業

令和4年4月から多様な性を認め合い誰もが自分らしく生きることができる社会づくりを推進するため、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づく人権総合相談窓口（鳥取県人権相談窓口）に「鳥取県LGBTQ寄り添い電話相談窓口」を開設。

◆開設日

毎月第1・3水曜日
18時～20時
第2・4土曜日
15時～17時

◆相談先番号

0120-65-1010

→【基本的方向】（2）

■啓発事業

LGBTQの方々が働きやすい職場、多様性を受け入れる環境づくりのため、LGBTQに関する基礎知識、当事者の生きづらさを理解し、適切な対応を学ぶ。

<参考：令和3年度実績>

演題：「多様な性を前提とした教室づくり　LGBTQ包括の視点から」
講師：遠藤　まめたさん（一般社団法人にじーず代表）
参加者：125名以上

→【基本的方向】（1）

■人材育成事業

相談対応に携わる方や、職場内でのファシリテーターの養成を目指し、法律、医療など各分野の専門家をお招きし、必要な知識の習得を目指す。

◆令和4年度

法、医療、メンタルヘルス、教育等の各分野の専門家による研修会を行う。（年間5回程度）

<参考：令和3年度実績>
5回の研修を実施し、累計139名が参加。

→【基本的方向】（1）（2）

■居場所づくり

コミュニティースペース（居場所、設置運営は鳥取市、倉吉市、米子市の3市）の運営支援を行うと共に、市町村と連携・協力を行いながら、当事者の息苦しさ、悩みごとの解決に向けた取組を行う。

<参考：令和3年度実績>
鳥取市、倉吉市のコミュニティースペースにおいて、計3回の学習会を実施。

→【基本的方向】（3）

性的マイノリティの人々が自尊感情を持って自己決定、自己実現できる社会の実現

20

第7章 分野別施策の推進

11 生活困難者の人権



<コロナ後の生活困窮者総合支援事業>

生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を構築するとともに、生活困窮者の経済的自立のみならず、日常生活や社会生活などにおける本人の状態に応じた自立を総合的に支援する。また、市町村が行う生活困窮者の自立に向けた支援を県がサポートし生活困窮者の生活再建を図る。

■生活困窮者自立支援事業

県福祉事務所を設置する三朝町、大山町における生活困窮者自立支援法に基づく必須事業（自立相談支援、住居確保給付金）及び任意事業（就労準備支援、家計改善支援、学習支援）を実施する。

<参考：令和3年度実施状況>

- ・自立相談支援
相談者数：80件、プラン作成：6件
- ・住居確保給付金 支給件数：0件
- ・就労準備支援 利用実人数：18名
- ・学習支援 利用実人数：3名
- ・家計改善支援 利用実人数：5名

→ 【基本的方向】
(2) (3) (4)

■自立相談支援機関のサポート

県が支援員を配置し、自立相談支援機関の相談支援や、職場体験に係る同行支援、面接の助言等の就労支援のサポートを行う。

※R4年度新規

→ 【基本的方向】
(2) (3) (4)

■低所得者等に係る中間的就労支援推進事業

中間的就労事業所育成員が県全域の支援機関のニーズに応じた協力事業所の開拓や支援対象者とのマッチングを行う。また、協力事業所が中間的就労支援の取組ノウハウを共有する等により就労支援の推進を図る。

<参考：令和3年度実施状況>

- ・協力事業所数 278事業所(R4.3末)
- ・マッチング件数 46件(R4.3末)

<参考>中間的就労：さまざまな事情から直ちに一般就労で働くことが難しい方に対して、本人の状況に応じて見学や職業体験・就労体験の機会を提供しながら、就労に向けた段階的支援を行う。

→ 【基本的方向】 (3)

<市町村包括的福祉支援体制整備推進事業>

低所得者、介護、ひきこもり対策など、従来の縦割り制度による相談支援体制では解決しきれない課題に対応するため、市町村に包括的な支援体制を整備する。

包括的支援体制整備推進員（1名）の配置、専門家等で構成する推進チーム（5名）による助言等、各種研修会等の開催、世帯訪問調査等に対する支援などにより、個々の市町村に応じた体制整備を後押しする。

<参考：令和3年度実施状況>

- ・推進員、推進チームによる助言等を実施
- ・市町村等担当者研修、セミナー等の実施（年間5回）
- ・世帯訪問調査等支援事業補助金（2自治体が活用）

→ 【基本的方向】 (5)

経済的な生活困難に直面している人々が、健康で文化的な生活を営める社会の実現



第7章 分野別施策の推進

12 様々な人権



○北朝鮮当局によって拉致された被害者等 <北朝鮮による拉致被害者等帰国後支援事業>

北朝鮮による拉致問題は重要な人権侵害であり、拉致問題解決のためには、県民世論の一層の喚起、拉致問題への理解促進を図ることが必要である。また、日本人拉致問題は、発生から多くの年月が経過し、その風化が懸念されているところである。継続的な国への要望活動、啓発活動により拉致問題に関する県民世論を高め、解決へ向けた機運を醸成するとともに、拉致被害者等の帰国後の支援体制の整備等を行う。

県民への啓発

- 拉致問題啓発映画等の上映会の開催
拉致問題を全県の問題として捉え、広く県民に理解していただき、解決に向けた機運を高めることを目的とし、映画の上映会を開催

- 「拉致問題の早期解決を願う国民のつどい」の開催
拉致問題に対する県民の関心を高めるとともに、被害者及び家族への支援の必要性についての理解を促進するため国との共催で開催

- 拉致問題人権学習会の開催
学校・地域等と連携・協力し、拉致被害者の家族等を講師とする講演会を県内の学校、市民団体等で開催

帰国時支援

- 拉致被害者等帰国時支援
拉致被害者等の帰国に備えて関係市町と連携し、支援体制を構築するとともに、拉致被害者帰国時等の支援及び帰郷後の生活支援を行う

○災害被害者等の人権 <避難所の生活の質向上事業>

県外豪雨災害の人的被害において、要配慮者で亡くなられた方が多く、この一因として避難所に要支援者を適切に受け入れる体制が整備されていなかったため、住民の適切な避難行動に繋がらなかつたと見込まれることが挙げられる。要配慮者をはじめとして、県民が安心して避難ができるよう、指定避難所、福祉避難所の資機材整備等に補助することにより、「あらゆる人が避難しやすい避難所環境の確保」及び「発災時の早急な被災住民の生活環境の改善」を図る。

市町村への補助

- 指定避難所生活環境整備支援
指定避難所での福祉スペース確保など、要配慮者に対応するために必要な資機材の整備について補助

- 福祉避難所事前配置資機材整備
市町村が指定する福祉避難所に災害時に必要な備品等を事前配置する市町村に対して支援を行う

避難訓練の実施

これまで障がい児・者（医療的ケア）が参加する訓練経験が少なく、要配慮者が福祉避難所に避難した場合の医療体制や必要な備品等（県、市町村備蓄）についての不安が大きいため、県と大学が協力して訓練を行う

4 具体的施策の評価

各章の具体的施策に係る実施状況を踏まえ、評価等を実施することによりフォローアップを行っていきます。

※フォローアップのを行うにあたっては、指標を設けず、取組方針の代表的な施策を抽出し、成果を評価、課題を検証することで、効果的な施策を推進していきます。

■具体的施策の評価項目の様式

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④R4年度予算額	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
					<p>■ 評価基準 A:既に達成 B:順調 C:やや遅れている D:遅れている</p>			

■フォローアップ時の評価項目について

①事業名	施策の基本的方向に関わる事業
②事業の目的	事業の目的を記載
③事業内容	具体的な事業内容を記載
④R4年度予算額	評価の際に、執行額も参考にできるように記載
⑤R4年度実施状況	実績等を記入
⑥R4年度評価	A～D（4段階評価）
⑦次年度への課題	⑤をふまえての課題を記載
⑧課題への取組	⑦をふまえて、課題に対する取り組みを記載

5 今後のスケジュール

時 期	内 容
R4.7.15	鳥取県人権尊重の社会づくり委員会（庁内検討会：副知事トップ） ・協議会に向けた庁内調整会議
R4.7.27	鳥取県人権尊重の社会づくり協議会 (議題) 1 第4次改訂期間の進め方 2 アクションプラン（主要事業等）について 3 施策評価（フォローアップ）について 等
R4.8月上旬～	・協議会意見等の各課への評価の反映依頼 ・フォローアップ方針決定・各課へ伝達

 令和5年度へ

時 期	内 容
R5.4月下旬	鳥取県人権尊重の社会づくり委員会
R5.5月下旬	鳥取県人権尊重の社会づくり協議会 (議題) 1 令和4年度実施の具体的施策の点検 2 令和5年度施策実施に向けた検討・改善